

監査手続の概要

1 監査の対象とする特定の事件(テーマ)

教育施設のうち、次の大学及び大学校に関する管理運営について
群馬県立女子大学、群馬県立農林大学校、群馬県立保育大学校

2 監査対象期間

原則として平成 14 年度とし、必要に応じて過年度に遡及した。

3 テーマ選定の理由

厳しい経済環境、少子化の世相となり、大学は本格的な競争の時代を迎えている。地方の大学が競争に勝ち抜くには、他大学との連携など基盤を強化することが必要であり、すでに女子大学は高崎経済大・前橋工科大との連携を打ち出している。専門の大学校についても存在意義を含めた競争の厳しさは同様であろうと考えられる。

県財政も厳しい見直しが行われている現況であり、教育には費用もかかるので、県の健全な財政運営に資するため、各大学及び大学校の財務事務の適正な執行状況、管理運営の妥当性について監査する必要を認めた。

また、大学の地方独立行政法人化についても法的な環境は整いつつあり、地方独立行政法人に移行するには何が必要かを検討しておくこと、さらに、農林大学校・保育大学校は文部科学省管轄外の大学校であるが、そのあり方について検討することも意義あることと認めた。

4 外部監査の要点

- (1) 契約事務は関係法令及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- (2) 物品の管理は関係法令に準拠し適切に行われているか。
- (3) 会計事務は関係法令等に準拠し適正に処理されているか。
- (4) 大学及び大学校の管理運営状況は、経済性や効率性を踏まえて適切に行なわれているか。
- (5) 各大学及び大学校のあり方はどうか。
- (6) 地方独立行政法人の関係法令を前提とした場合、県立女子大学の財務書類はどのようになるか。

5 主な監査の手続

- (1) 契約事務については、随意契約及び入札による契約方法を有効に活用しているかどうか検討した。

- (2) 使用施設、物品及び図書等の管理状況については、現場視察、現品実査及び棚卸の実施状況等を検討した。
- (3) 会計事務手続については、担当者への質問及び関係法令及び書類との照合を行った。
- (4) 資金収支の実態、特に人件費について検討した。
- (5) 大学及び大学校のあり方については、入試状況、就職状況、地域貢献状況、業務実施コスト等について検討した。
- (6) 県立女子大学について「国立大学法人会計基準」を参考にして財務書類を試算した。

群馬県立女子大学

第1 監査対象の概要

1 目的

本学は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、人間として調和の取れた豊かな情操と幅広い教養を身につけて、家庭生活の向上及び地域社会における文化の進展に積極的に寄与し、更に国際化社会に対応しうる有能な人材を育成することを目的とする。

2 主な沿革

昭和 52 年	1 月	県立女子大学設置準備室を設置
昭和 53 年	3 月	基本構想決定
昭和 55 年	4 月	開学
昭和 56 年	4 月	教職課程設置
昭和 57 年	10 月	佐波郡玉村町に校舎移転
昭和 63 年	4 月	美学美術史学科教職課程開設
平成 2 年	3 月	美学美術史学科実技棟建設
平成 3 年	4 月	学生定員の臨時増（50 名）
平成 5 年	6 月	ワシントン州立セントラル・ワシントン大学と友好交流協定締結
平成 6 年	4 月	大学院文学研究科修士課程開設
平成 13 年	4 月	外国語教育研究所設置
平成 13 年	11 月	江蘇省立蘇州大学（中国）と友好交流協定締結
平成 14 年	3 月	評議会設置
平成 14 年	7 月	県内 6 大学（群馬大学・群馬県立女子大学・関東学園大学・上武大学・東洋大学・放送大学）による単位互換に関する包括協定書締結
平成 15 年	1 月	群馬県公立三大学（群馬県立女子大学・高崎経済大学・前橋工科大学）による教育・研究協議会発足

3 施設の概要

(1) 土地

区分	面積 (m ²)	備 考
校舎用地	45,813.68	・土木部との供用地 19,120.95 m ² を含む。

運動場用地	17,979.75	・建設省所管法定外公共物（水路）2,501.74 m ² を含む。
合計	63,793.43	

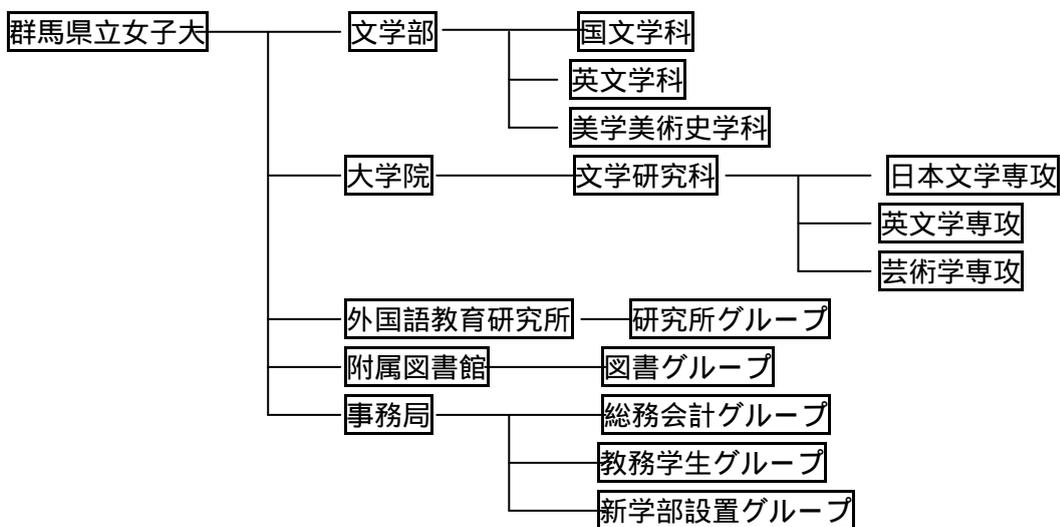
(2) 校舎等の概要

建物区分	面積 (m ²)	室数	構造	備考
管理棟	1,458.27	23	鉄筋コンクリート造 2階建	
研究棟	4,226.95	76	鉄筋コンクリート造 2階建	
東教室棟	2,277.28	17	鉄筋コンクリート造平屋建	
西教室棟	1,264.41	5	鉄筋コンクリート造平屋建	
実技棟	1,768.60	26	鉄筋コンクリート造 2階建	
体育館	2,378.96	9	鉄筋コンクリート造 2階建	
講堂	2,126.92	12	鉄筋コンクリート造 2階建	940席、身障用 10
図書館	1,195.31	15	鉄筋コンクリート造 2階建	14万冊、閲覧席 64
大学会館	1,532.49	17	鉄筋コンクリート造 2階建	
クラブ棟	842.70	34	鉄筋コンクリート造 2階建	部室 31室
機械棟	652.06	5	鉄筋コンクリート造平屋建	
その他	498.20	6		
合計	20,222.15	245		

図書館は、通路の一部にも図書を置くほど手狭な状況になっているが、新学部設置の構想も具体化されたことにより、既存の施設を活用する方向で検討されている。

4 大学の人員構成

(1) 組織図



(2) 教職員の状況

ア 教員

(単位：人)

区分	教員等定数		学長	教授	助 教 授	講師	助手	専任 合計	非常勤職員	
	定数	欠員							講師	嘱託
学長	1		1				1	1		
国文学	18	3		9	3	2	1	15		(3)
日本文学専攻				(6)	(2)			(8)		
英文学	18	2		8	4	2	2	16		(2)
英文学専攻				(4)	(3)			(7)		
美学美術史	16			10	3	1	2	16		(2)
芸術学専攻				(7)	(2)			(9)		
合計	53	5	1	27	10	5	5	48	65	(7)
文学研究科				(17)	(7)			(24)	8(1)	

(注1) 各専攻欄の()内の数字は、兼任教員数(大学院担当)である。

(注2) 嘱託職員欄の()内の数字は、教務補助等の学部別配置数である。

イ 職員

(単位：人)

区 分	局長 部長等	G L	主幹 副主幹	主任	主事	専任 合計	非常勤職員	
							所長等	嘱託
事務局	3	5	3	10	3	24		16
外国語教育研究所	1	1	1			3	6	補助1
計	4	6	4	10	3	27	6	17

(注1) 管理部次長は、総務会計グループリーダーを兼務。

(注2) GLはグループリーダーを示す。

5 入学者の状況

(1) 入学試験の状況(平成15年4月1日現在)

(単位：人)

募集人員	区分	志願者	受験者	合格者	入学者	志願倍率	実質倍率
180人	県内	300	240	77	70	6.2倍	2.5倍
	県外	819	541	231	141		
	小計	1119	781	308	211		
若干名	外国・社会人	5	5	3	3		
合計		1124	786	311	214		

(2) 学科別入学者の状況(平成15年4月1日現在)

公立大学ではあっても教育が県境を超えて普遍的であることは望ましいことではあるが、県内出身の入学者は33.2%と少ない。地元の受験生にとって魅力的な要因は何か、対策が可能か検討の余地がある。

(単位:人)

学科	県内者		県外者		合計
	人数	割合	人数	割合	
国文学科	29	40.3%	43	59.7%	72
英文学科	24	29.3%	58	70.7%	82
美学美術史学科	18	30.0%	42	70.0%	60
合計	71	33.2%	143	66.8%	214

(3) 大学院入学者の状況

大学院は日本文学・英文学・芸術学の3専攻からなる男女共学の修士課程文学研究科を平成6年度より開設した。平成15年度の入学者は、日本文学専攻3人、英文学専攻5人及び芸術学専攻4人で合計12人(内男子院生2人)となっている。

(4) 聴講生・研究生の状況

平成15年4月1日現在、聴講生は文学部7人、特別聴講生は文学部2人、研究生は文学部2人及び大学院2人となっている。科目履修生は文学部3人となっている。

6 卒業後の進路状況

(1) 進路の状況(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

学科	卒業生	就職希望者	就職者				就職率(%)	就職希望なし	
			民間	教員	公務員	計		進学	その他
国文学科	57	49	32	4	4	40	81.6	2	6
英文学科	58	43	24	9	4	37	86.1	7	8
美学美術史学科	48	33	23	2	1	26	78.8	3	12
合計	163	125	79	15	9	103	82.4	12	26

(注)平成11年度入学者は203人、卒業者との差は主に進路変更によるものである。

(2) 就職者の業種別状況(平成15年4月1日現在)

(単位:人)

学科	建設	製造	印刷出版	電気ガス	運輸通信	流通	金融保険	情報処理	サービス	その他	教員	公務員	計
国文学科			2			6	3	5	15	1	4	4	40
英文学科		1	1		3	3	4	1	11		9	4	37
美学美術史学科			2			11	5		5		2	1	26
計		1	5		3	20	12	6	31	1	15	9	103

7 在学生の海外留学状況

過去5年間の海外留学の実績は次表の通りである。

(単位:人)

区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
交流協定校	8(1)	5(1)	2(1)	8(1)	5(2)
その他	2		7	3	4
計	10(1)	5(1)	9(1)	11(1)	9(2)

(注1) 夏期・冬期休業中の短期留学は除く。

(注2) 表中の()内は内数で交換留学生。

(注3) 交流協定校はセントラル・ワシントン大学、蘇州大学。

8 外国語教育研究所の状況

外国語教育研究所は、群馬県における外国語教育の拠点として、外国語教育並びに外国語教育の実践に関する調査や研究を行い、群馬県立女子大学の外国語教育の充実を図るとともに、地域社会に貢献し、国際化社会に対応した人材の育成と国際交流の促進に寄与することを目的として平成13年4月に設立された。

(1) 海外留学支援プログラム実施状況

ア 短期留学参加状況

<学科・学年別>

(単位:人)

学科	1年	2年	3年	4年	計	大学院	合計
国文学科	2	1	4		7		7
英文学科	13	19	26	4	62	5	67
美学美術史学科	2	5	6	3	16	1	17
合計	17	25	36	7	85	6	91

留学先はアメリカ37人、イギリス49人、その他5人、合計91人となっている。

イ 長期留学参加状況

留学先は交流協定校であるアメリカのセントラル・ワシントン大学6人及び中国の蘇州大学1人、その他3人、合計10人となっている。

<学科・学年別>

(単位:人)

学科	1年	2年	3年	4年	計
国文学科					
英文学科		1	2	5	8
美学美術史学科				2	2
合計		1	2	7	10

(2) その他

平成15年度は、英語コミュニケーションセミナーを毎週3ヶ所で開催したほか、講演会・シンポジウムを各1回、県民英会話サロン「グローバルカフェ」、明石杯高校英語コンテスト・高校生スキットコンテスト等を開催している。

9 県立女子大学の改革の方向

改革の目標として、「国際社会に対応しうる人材の育成」と「日本語・日本文学を深く学び、群馬の言葉と文化を大切にす人材の育成」の2つが挙げられている。

(1) 国際社会に対応しうる人材の育成

ア 国際コミュニケーション学部設置

文部科学省との折衝も終了し、平成16年4月には正式な届出を行い、平成17年4月開設の予定となっている。

イ 外国語教育研究所の充実

大学内の語学教育支援・県内の語学教育振興・国際交流や県民の英会話能力の向上に係わる事業などを積極的に展開している。

(2) 日本語・日本文学を深く学び、群馬の言葉と文化を大切にす人材の育成

ア 文学部の改革

当面、「日本の言葉と文化」・「群馬の言葉と文化」関係科目群の設置など大幅なカリキュラム改革を行っている。次に、美学美術史学科・英文学科のあり方について対応して行く方針が出ている。

イ 群馬学の確立を目指した全学的な取り組み

新学部の設置に現文学部教員が触発され、群馬学の確立を目指そうという話し合いが進められている。

10 財務の状況

(1) 「女子大学費」の資金支出の推移は次の通りである。

(単位:千円)

科目	平成12年	平成13年	平成14年
1 人件費			
報酬	46,853	64,229	63,725
給料	387,991	397,541	404,855
職員手当等	219,952	222,082	215,134
共済費	97,747	102,206	103,342
人件費計	752,543	786,058	787,056
2 経費			
旅費	17,022	19,431	19,789
需用費	63,302	62,326	59,165
委託料	71,193	53,826	44,679
使用料及び賃借料	11,116	11,299	11,817
工事請負費	7,942	159	9,579
備品購入費	27,346	24,037	18,587
その他経費	10,299	13,611	13,893
経費計	208,220	184,689	177,509
支出計	960,763	970,747	964,565

(2) 県費負担の概算については次のようになる。

(単位:千円)

科目	平成12年	平成13年	平成14年
支出合計	960,763	970,747	964,565
収入			
学生納付金	487,322	492,473	442,888
使用料収入	972	1,026	940
雑入	1,670	6,083	6,368
国庫補助金	1,952	2,075	2,075
地方交付税	333,234	346,599	335,014
収入計	825,150	848,256	787,285
県費負担額	135,613	122,491	177,280

第2 監査結果

監査を実施した範囲内において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

< 指摘事項 >

1 物品管理について

物品管理に関して、現物と帳簿とを照合したところ次の事項が認められた。

- (1) 重要物品(100万円以上、24件、取得価額合計58,204千円)について実査。
備品アイテム数として約2,200点あることもあり、現物照合はしていない。今後、貸借対照表を作成する必要性も出てくると考えられるので、主要備品については循環棚卸等の方法に基づき、現物照合を行い、現品の数及び使用可能性について確認する必要がある。開学以来20年以上経っているので、特に古いものについては機能的減価しているものも見受けられるが、使用できないものは除却処理をすべきである。その際、同時に備品シールも貼り付け、今後の管理に活用すべきである。
- (2) 使用頻度が低いと思われる重要物品の例
次の器機備品は、ほとんど使用されていない。現在、代替品を使用していることもあり、物があれば管理費も発生するので、使用可能性の無いものは廃棄処理すべきである。
- ・ハートレートアナライザー(111万円 昭和58年取得)
 - ・呼気ガスモニター(128万円 昭和62年取得)
 - ・ワールブルグ検圧装置(148万円 昭和54年取得)
- (3) 現物照合の結果、不明であったもの。
温室加湿自動灌水装置(温室)は、現物は廃棄処理されていたが、台帳から削除されていなかった。
11号教室 O Aセンターパソコン一式及びビデオブース装置(LL教室)
これらについては、往査時においては該当する備品が見あたらなかった。それらしきパソコン等は存在しているが、それぞれ帳簿とは異なる備品番号がついている。その後、情報政策課管理換受物品であることを確認が出来たとの報告を受けたが、現物管理にも充分注意を払うべきである。

第3 意見

1 契約事務について

指名競争入札及び随意契約の事務執行について、指名業者の選定方法、同一業者との継続契約あるいは1者随意契約等に改善すべき事項が認められる。

(1) 指名競争入札における指名業者の選定方法について

県指名業者名簿及び各入札項目の事情を勘案して業者を指名している。平成12年度から平成15年度までの指名業者推移は次表の通りである。

《指名業者の推移》

入札事項	12年度	13年度	14年度	15年度
附属図書館図書購入	随意契約	随意契約	指名入札 5者	随意契約
女子大学紀要印刷	随意契約	随意契約	指名入札 3者	指名入札 3者
白灯油	指名入札 A1 7者	指名入札 A2 7者(同左)	指名入札 A1 6者(1者減)	指名入札 6者
樹木等管理業務	指名入札 B1 7者	指名入札 B2 7者(同左)	指名入札 B3 7者(同左)	指名入札 B4 9者(1者減 3者入)
校舎清掃業務委託 (注2)	指名入札 C1 4者	指名入札 C1 4者(同左)	指名入札 C1 4者(同左)	指名入札 C1 4者(同左)

(注1) 表中の上段は契約形態と落札者を示し、下段は指名業者の数、入替えを示す。

(注2) 指名人選定理由：起案書に記載されているが、校舎清掃業務委託に関しては記載なし。

また、選定理由にとくに著しい不合理性は認めなかった。

平成12年度から平成14年度までの指名業者は固定的な傾向にある。何者かの入れ替えはあるが、全体的には同一業者の指名が多い。指名業者の固定化は、競争の確保、談合防止及び入札の公平化等の観点から望ましくない。

実務上、指名業者は固定化した方が容易であり、煩雑さが少ないのかもしれないが、合理的な理由のない限り固定化は避けるべきである。

(2) 同一業者の継続契約について

指名競争入札による校舎清掃業務委託については、平成12年度から平成15年度まで同一指名業者(4者)で入札が行われ、入札の結果、同一業者が継続して落札している。大学からは、別途電気冷暖房設備運転管理業務委託を同社と継続して随意契約している関係

で、同社が力を入れているからではないかとの説明を受けた。

また、随意契約に関し、単価契約4件及び委託契約11件について検証したところ、平成12年度から平成15年度まで同一業者と継続的に契約しているものがほとんどである。同一業者との継続的な随意契約、しかもその内大多数が1者随意契約になっていることを考慮すると、取引の競争確保及びそれに伴う価格の低減という経済的効果を活用しているとは言い難い。

同一業者による継続落札あるいは同一業者との継続随意契約は、何年間も同一価格で推移している場合も多く、業者間の競争を通して公正な価格を得るという本来の機能が有効に発揮されているとは言い難いと思われる。同一業者との継続契約については、合理的な理由の開示及びその原因等十分考慮し、公正な価格の確保という観点から見直すことが求められる。

(3) 1者随意契約について：

委託契約11件の内、平成12年度から平成15年度まで1者随意契約になっているものが7件ある。随意契約をしようとする場合は、原則として3者以上の者から見積書を徴しなければならない。例外処理として、合理的な理由がある場合には1者随意契約が認められており、その理由の明示も行われているが、その割合が多いので適切な契約事務が行われているかどうか疑義が生じる。

1者随意契約はあくまでも例外的な処理であり、特殊な場合に認められているものと解される。記載されている1者随意契約の理由について、厳密に検討すれば3者見積合せ可能のものがあると思われる。業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経費節減及び経営管理の効率化等の観点から、3者見積合せの除外理由の解釈は厳密に行うよう改善する必要がある。

(4) 1者選定理由に合理性がないものについて：

ア 電気冷暖房設備運転管理等業務委託

(ア) 1者随契理由

東京通商産業局は、電気主任技術者の選任を民間委託する場合の条件として、次の点を示している。

電気主任技術者を、毎年変更することは認めない。

[理由]：業務の引継ぎに相当の期間を必要とするため、その間の施設設備の円滑な運用に支障を来す恐れがある。

電気設備運転管理業務、冷暖房設備運転管理業務、建築物環境衛生管理業務は、一括委託すること。

[理由]：電気主任技術者は、電気工作物全体の保安監督者として設置者の職員と

同等に業務を実施しなければならない。このためには、主任技術者の職務遂行が円滑かつ完全に実施できるように、設備管理業務を管理会社に一括して委託する必要がある。

(イ) 問題点・対策：

上記(ア)の理由は合理性に欠けると思われる。大学側で再確認したところ、「現在ではそのような指導は行っていないがなるべく変更しないことが望ましい。」との返答であったとの事である。

また、業者を変更すると引継ぎ時の空白期間が出てしまい不安が生じるとの事であるが、それは交渉次第で解決可能と考えられる。いずれにしても東京通商産業局の行政指導を内容とする上記随意契約理由は事実誤認と考えられる。従って、上記随意契約理由は認容されない恐れもあるので、競争入札方式に変更すべきであろう。

イ 空調機点検業務委託

(ア) 1者随意契約理由

当該業務は夏季休業期間中という限られた期間内に点検を完了する必要があるため、本大学の設備構造を十分に理解し、信頼性のある業者を選定する必要がある。

(イ) 問題点・対策：

空調機点検業務は、必ずしも特定の業者でなければできない業務ではない。また、空調機点検を毎年は行っておらず、2年間も点検していないので、あらかじめ予測可能であったと考えられ、緊急に業務を発注する理由にもならない。したがって3者以上の見積合せをするべきである。

2 図書の管理について

図書の管理状況については、予算の活用、購入手続及び現物の管理方法等について改善すべき事項が認められる。

(1) 図書の継続購入資料の再検討について

全集などは当年度に一部発行されるものの、残りの発行予定が明確でない場合が多いが、ある年度に選定されると優先的に次年度以降も継続購入する扱いとされている。また年度ごとの白書なども年度が欠けると資料として不備になるため、同様の扱いがされている。

このため、継続購入図書は年度ごとの運営委員会による購入図書選定に当り優先的に購入選定済みとされており、当年度の選定対象として検討されることがない。

平成14年度から図書購入予算が大幅削減されたため、継続購入図書のウエイトが高まっている。過年度の運営委員会で選定されたとはいえ、現状の必要性について再度検討す

ることを要する。図書館システムには選書管理業務の中に継続物調査業務があり、この活用を図ることとすべきである。

(2) 国庫補助対象図書の購入継続の見直しについて

公立大学等設備整備費等補助金は、対象が図書に限られるわけではないが、この10数年間、毎年度図書を対象として補助金を受けてきた。補助金は基礎的設備として購入金額の3分の1以内にとどまるため、3分の2は自己負担するうえ、その図書購入予算に占める割合も大となってきた。平成13・14年度の補助金対象図書購入額は6,300千円であり、その補助金額は2,075千円である。

この間、図書購入予算は年々削減され、平成9年度の24,000千円から平成14年度は8,800千円となっており、ほぼ毎年、利用の少ない高価な貴重図書が対象図書として選定されている。その結果、一般図書の購入予算枠は大幅に削減されてきている。補助金を前提としての図書選定の考え方を見直す必要がある。

なお、その後、平成16年度から国庫補助対象図書の購入を中止し、一般図書を購入する方向で改善が進んでいる。

(3) 研究室予算で購入された図書の管理状況について

研究室図書については、平成13年度末までに図書館システムへのデータ入力完了し、システム検索が可能となり、対象数は5万冊に達した。研究室図書のシステム化は図書データ管理の範囲にとどまり、現物管理は各研究室に委ねられている。研究用図書には、先生が自費で取得しているものもあり、研究用図書には県の予算で取得したものと私物の蔵書が混在する。

研究室図書は、図書館図書と同様に県有財産であり、図書館における現物管理に準拠する手続きを適用する必要がある。

(4) 未返却図書への対応について

往査日現在における図書の未返還状況については、未返却リストによれば、返却予定日を経過した図書が877冊あるが、うち90%超が教員によるものである。附属図書館利用規程第17条を受けて罰則規定も内規化されているが、対象者が学部生及び院生等に限定されており、教員は対象外となっている。教員の場合、返却予定日から2年以上も経過する例もあるが、図書館グループとしては、研究室助手を介して年1回督促している。一方、学部生等に対しては、罰則規定により、延滞警告リストの掲示、貸出停止、電話督促等の対応措置がとられているが、それでも半年以上経過するものもいる。

教員については、特別貸出として期間も実質3ヶ月、貸出数も50冊以内とされている。一人当たりの未返却冊数は多いが、これは必ずしも罰則規定の対象外のためとはいえませんが、図書管理担当としては未返還図書について適切に把握しておく必要がある。事務部門で未返還図書をリストアップし、6ヶ月毎にチェックしてもらうなど、当該教員に対して

適切な対応が出来るように検討すべきである。

(5) 図書の定期的な棚卸について

図書の定期的な棚卸は、昭和 61 年度まで実施されていたが、予算の都合により、それ以降休止しているとのことである。ただし、平成 11～12 年の図書システム導入時に、従前からの図書カードにもとづき、現物確認をした結果、約 1,500 冊の亡失が確認された。その後、研究室で発見されたり、返却ポストに戻されたりしたものが 50 数冊あり、往査日現在の亡失冊数は 1,296 冊となっている。

大学には除籍図書取扱内規があり、その決定基準として「所在不明から 2 年経過したもの」も含まれるが、棚卸が実施できない状況のため、正確なデータの把握が難しく、このため定期的な除籍手続は実施されていない。予定では、平成 17 年度に予算確保のうえ一斉棚卸を実施し、除籍処理も行うとの説明があった。

システム導入の結果、図書館内の所在場所別、ジャンル別など適宜の循環棚卸も可能の状況にあり、平成 17 年度以前にも定期的な循環棚卸等の制度化を検討すべきである。なお、システム導入と盗難防止装置の設置により、その後の亡失はほとんど無いとのことである。

3 会計事務及びその他の事項について

(1) 入学金・授業料等(納付金)未入金のその督促手続きについて。

授業料等の未納金に対する回収手続について、検討すべき事項が認められる。

授業料の納付等に関して、延滞発生 除籍というケースは平成 12 年度 3 件、平成 13 年度 4 件、平成 15 年度 1 件と多くはない。しかし、県財務規則 234 条に基づき督促状の発送以外、「授業料未納者の対応に関するフローチャート」は作成されているものの、督促処理の方法は担当者任せの部分が多いので、次のような観点からより詳細にマニュアル化を進めることが必要である。

県民の債権の保全を図る。

回収可能性のない債権に対しては無駄な手間をかけることなく客観的に見切りをつける。

督促方法が属人ベースになることを防止する。

(2) その他の事項について

薬品の管理方法、修繕計画につき検討すべき事項が認められる。

ア 劇物薬品の保管について

劇物指定のある薬品 25 本が劇薬庫の外に出ていた。劇薬庫のカギを開けようとした

が、簡単には開かず、有効に活用されているとは思えない。

経理規程上の勘定処理については、薬品は消耗品である。しかし、その管理取扱いについて定めた規定はない。現行は、管理者である担当の先生に管理を一任しているが、大学としてはそれだけで十分な管理体制とは言えない。劇薬については管理体制を検討しておく必要がある。

イ 自主的な施設修繕計画について

施設の修繕については、常駐している電機業者が電気設備の補修の過程で発見した学内の施設設備の状況についてのアドバイスを参考に行っている。そのデータを元に修繕の予定を立てているが、中長期的な計画とまではいっていない。当大学は開学20年を経過し、今後大がかりな施設の修繕が予想されるので、修繕の時期・予算等に関する具体的な計画が必要と思われる。

4 教育研究費について

教員研究費については取扱規程等を整備運用する必要があり、また、特定研究費については要綱が定められているのでその活用を図るべきである。

(1) 教育研究費の予算推移

教育研究費には、次の予算推移表に示すように5つの事項に区分されている。この内、特別研究費は平成14年度をもって廃止となっている。ここでは特に教員研究費と特定研究費について検討する。

< 教育研究費予算の推移表 >

(単位：千円)

事項名	平成12年度	13年度	14年度	15年度
教員研究費	29,741	26,099	20,529	20,064
特別研究費	1,722	900	900	0
特定研究費	0	5,000	5,000	5,000
重点領域研究費	0	0	0	5,000
紀要刊行	1,964	1,747	1,510	1,200
計	33,427	33,746	27,939	31,264

(2) 教員研究費の取扱規程について

ア 教員研究費

教員研究費は、教員の教育研究活動に対する経費であり、文献の購入、学会への出席、論文の発表等教員の個別研究に必要な基本的経費である。一人当たり年間研究費の内訳

は下記のとおりである。

(単位：千円)

区分	一人当たり	平成 14.5.1 人数	平成 14 年度 予算額
学長・教授	465	26 人	12,090
助教授・講師	423	18 人	7,614
助手	165	5 人	825
計			20,529

イ 教員研究費の取扱いについて

教員研究費については、成文化された要綱、規程等が無く、各種報告書等の定めが無い
ため、收受する教員の報告書、レポート等一切求められていない。いわば、教員研究
費という名目で予算を使っている状況である。他県では取扱規程が存在し、その中で各
種報告(計画書、状況報告書、実績報告書等)の提出が義務付けられている例があるが、
群馬県では報告書の提出等の規程はない状態であるので、早急に改善されたい。

研究の成果は評価を受けていない状態であるが、報告書の提出後第三者評価を受ける
ようなシステム作りを行うことが必要であり、その評価によって研究費を配分するよう
な制度を導入すべきである。

(3) 特定研究費に関する要綱の運用について

ア 特定研究費

特定研究費は、教員がテーマを定めて行う個人研究又は共同研究のうち、地域の教育、
文化に寄与する研究を重点的、政策的に推進する。特定研究及び海外渡航に該当する研
究を学内で募集・選考を行い、対象及び配分額を決定し研究を行う。

イ 特定研究費の運用について

特定研究費については、「群馬県女子大学特定教育・研究費に関する要綱」が作成され
ており、同要綱に基づいて運用されている。同要綱は平成 15 年 4 月 1 日に改訂され、
審査、報告が総務課長から学長決裁に変更されている。まだ要綱改正後 1 年のところ
であり、大学改革の一環で研究体制を強化しているところではあるが、その運用形態に
関して次のような改善を要する事項が認められる。

審査委員会として「特定研究費選考委員会」があり、審査を行っているが、議事
録が作成されておらず、改善を要する。なお、平成 15 年度からは作成されている。

要綱では、特定研究の成果の発表、公表及び報告を求めているが、これも上記教
員研究費と同様報告書の提出が無く、また、評価の手続きが行われていないので改
善する必要がある。

5 県立女子大学のあり方について

独立行政法人化を中心とする全国的な大学改革の流れの中で、本県においては、県立大学の今後のあり方に対する方針が明確にされていない。本県においては、「学長を中心とする評議会による大学運営」「国際コミュニケーション学部の新設・外国語研究所の充実」「文学部改革・群馬学の確立」を掲げ、独自の取組を見せてはいるが、一般県民にとっては印象がまだ薄く、わかり難いものになっている。本県における県立大学のあり方を根本的に再検討し、大学の自己責任を伴う目標による管理運営を実施できる体制を組織する必要がある。

(1) 現状分析：

監査人の試算による平成 14 年度の貸借対照表、損益計算書及び業務実施コスト計算書は別紙のとおりである。県立女子大学の運営に関し行政が負担しているコストは年間 687 百万円であり、地方公共団体による大学の設置は地方交付税交付金対象となるため当該交付金相当額を控除した県の実質負担コストは年間 352 百万円である。

また、行政が県立女子大学の運営にかけたコストにより、県民が享受する効果（地域経済への貢献等の副次的効果は除く）は、教育、研究及び地域貢献に大きく分類すると以下の通りである。

ア 教育

本学の設置時においては、群馬県女子進学率が全国平均と比較して低いという背景があり、県の教育政策として女子高等教育の普及という側面があったと考えられるが、平成 15 年度（文部科学省学校基本調査平成 15 年度速報）における群馬県女子の大学等進学率は 44.5%（全国平均 46.6%）と昭和 60 年における 25.1%（全国平均 33.9%）と比較して大きく増加しており、全国平均と比較しても遜色がない状況になってきている。

本県所在高校卒業者の地域別進学先をみると、関東地域への進学が 85.1%と極めて高く、県内への進学は 19.8%となっている。これは受験生の目的にあった大学が少ないこともあると考えられるが、本県の場合、首都圏に近接しているという地理的特色から、高校卒業者の進路選択において県内に通学可能な大学が存在することの重要性は比較的低いとも考えられる。このような現状の中で、当初の設置目的である女子への高等教育の普及はある程度達成されていると考えるべきであろう。また、教学の外部評価の結果をみても際立った評価を受けているわけではなく、一般県民にとって、群馬県唯一の県立四年制大学としての存在意義がわかりにくくなっている。

教育分野の効率性の面から見ると、教員が担当している講義数は平均週 4.6 コマ（英会話・美学実習等の実技系の教員は担当講義数が週 7 コマ～12 コマと比較的多いが、一般的には週 3 コマ乃至 5 コマである。また、講義を担当しない助手は対象から除いてい

る。)であり、1日当たりの担当講義数は1コマ以下である。

イ 研究

本学は人文科学系学部のみを設置であり、その研究活動の成果を測定することは非常に困難であるが、参考までに教員の執筆活動の状況を示すと以下のとおりである。

事 項	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
本学紀要	16	18	19	16
論文	17	11	17	27
他大学紀要、 雑誌等	41	33	54	39
刊行図書	10	15	11	21
合計	84	77	101	103
教員一人あたり	1.79	1.64	2.15	2.19

(注) 教員一人あたりは、平成 15 年度の現員数で算定した。

(共著/共同執筆を含む。15年度は予定を含む。)

本学教員の執筆状況は、紀要・雑誌への執筆及び共同執筆を含めても1人あたり年間2程度であり、学内では各教員の執筆実績を把握し、評価する仕組みを有していない。人文科学系学部のケースにおいては著作・論文執筆は研究活動の成果を示す最も重要な手段であり、今後とも積極的な取組が求められるところであり、その成果を測定し、各教員の研究面への取組を評価する仕組みを確立すべきである。執筆活動は助教授、講師、助手時代に積極的な取組が見られる一方、教授職に就いたあとは減少していく傾向も見られる。

ウ 地域貢献

県立女子大には、平成 11 年の県議会による「県立女子大学改革意見書」により外国語教育研究所が併設されており、平成 13 年に同研究所により策定された「英語能力の向上に関する提言」の実現に資するための研究や事業（英会話サロン、英語コミュニケーションセミナー等）を実施している。但し、現行の外国語教育研究所の活動は同研究所所属の県職員を中心として行われており、学部との連携は緊密であるとは言い難い。今後は、新設される国際コミュニケーション学部を中心として学部との連携を強化し、大学の附属研究所としての事業を充実していく必要がある。

この他、本学教員により実施された地域貢献は以下のとおりである。

公開講座	12 講座 30 日間 (1 コマ 1.5 時間)
出前講座	20 講座 24 日間 (1 コマ 1.5 時間)

出前授業 17 講座 13 日間 (1 コマ 1.5 時間)

また、本学教員の地域参加等の状況は以下のとおりである。

各種委員の受嘱 延べ 26 件

相談員/講演等 延べ 26 件

外国語教育研究所によるものを除くと、本学教職員が地域貢献に従事する時間はそれほど多くはない。平成 15 年度においては、公開講座数の増加等が見られるが、県により設置された大学の教職員として、一般県民や地域社会への貢献にはより積極的な取組が求められる。

なお、本学教員の執務時間状況は全学科平均値として 講義・ゼミの実施時間 19.05% 本学外講義の実施時間 2.55% 学外研修(拘束を受けない時間) 25.53% 講義/ゼミを持たない出勤日 25.11% その他(講義実施日の空き時間、学外講義日の空き時間等) 27.75%となっており、また、夏季及び冬季休業中には非常に大きな自宅研修及び自宅外研修時間が確保されている。執務状況を見る限りにおいては教育・研究・地域貢献の各分野においてより多くの成果が期待できるものと思われる。

エ 業務実施コスト

本学の業務実施コストを効率性の検証のため私立大学平均と比較した結果は以下のとおりである。

学生 1 名あたりの総コスト	県立女子大	私立大学平均
専任教員数(人)	0.052	0.043
専任職員数(人)	0.029	0.023
教員人件費(円)	616,446	509,117
職員人件費(円)	263,509	194,733
有形固定資産(円)	4,674,124	3,665,582
減価償却費以外の総経費(円)	188,526	250,086
減価償却費(円)	96,291	108,128

(注) 私立大学平均は平成 12 年度文部省調査による単一学部・人文科学系の平均値

専任教員数及び教員人件費については、大学の規模が小さいうえに国文・英文・美学美術史という 3 学科を抱えており、様々な専攻の教員を配置せざるを得ないこと、学科に所属しているが一般教養科目の担当教員が比較的多いこと、在籍年数の長い教員が多く教授職が全 47 人のうちの 27 人と 50%以上を占めていることが要因となり、私立大学平均より高い数値を示している。

専任職員数及び教員人件費については、外国語教育研究所の運営に専任職員 3 名を配置し、人件費として嘱託職員を含め 46,258 千円(退職コストを含む)を要しているこ

と、学校職員はすべて群馬県職員であるため私立大学と比較して給与水準が高いと推定されることが要因となり私立大学平均より高い数値を示している。

また、県立女子大学の運営に関する総経費は、私立大学平均に比較して低くなっている。学校規模が小さく一人あたりの設備投資が大きく、かつ、県立女子大の経費においては施設関連コスト（光熱水費、維持管理費等）が非常に大きな割合を占めることを勘案すると、教育研究目的の直接費が極めて少ないと推論できる。実際にも県立女子大学事務局の集計による教員研究費は 26,314 千円（教員一人あたり年間 560 千円、これは特定研究費を含む）であり、学生経費は 9,485 千円（学生一人あたり年間 10 千円）となっている。

（２）問題点：

大学の運営においては収益性を問題とする必要はなく、効率性のみの追求が必要とされる訳でもない。地方公共団体が管理運営する大学として最も重要なことは、県民がコストを負担したことによる効果の追求であろう。平成 15 年に上程された地方独立行政法人法の制度の基本理念は「公共性」「透明性」「自主性」であり、その手段として「自己責任」「企業会計原則」「ディスクロージャー」「業績給与制」が掲げられている。地方自治体が設置運営する大学である本学の状況を考えると、まさにこの制度の基本理念が相当するものと考えられるが、実際には行政がコストをかけて運営していることの意義、成果、評価に関するアカウンタビリティ（説明責任）が果たされていない状況であり、大学の実態や今後の県立大学のあり方に対する県の姿勢が一般県民にとってわかり難い状況にある。

特に、群馬県唯一の県立四年制大学である本学教員は群馬県職員としても貴重な存在であり、その人的資源の有効活用は行政としての責務であると考えられる。

（３）対策：

本学は小規模の単科大学であり、移行に関わる事務コストと得られる効果を比較すると必ずしも地方独立行政法人への移行のみが最適の手段となるとは限らないが、地方独立行政法人法の基本理念である「公共性」「透明性」「自主性」の確保は県の設置運営する大学としては当然の責務である。よって、「中期計画の策定及びディスクローズ」「教育・研究・地域貢献のそれぞれの分野における外部評価の実施及び結果の公表」「国立大学法人と同等レベルでの財務諸表の作成及び公表」「予算編成における大学の裁量権の強化、資金使途の制限の緩和」「教職員の業績に応じた人事考課の実施」は行われるべきである。

また、本学運営のための意思決定機関として、学長を議長とする評議会が設置されているが、評議会での決定を実際に執行する学内の各組織や教職員各個人の役割・責任が定義されていない。大学として策定された中期計画をテーマ毎にブレイクダウンしたうえで学

内の各組織や各教職員に具体的な目標及び責任として伝達され、活動の結果が評価される仕組みを構築すべきである。

本学においては、ハードウェアへの投資は大きく、その維持にもコストがかけられているが、大学としての経営資源として最も重要なものは、人材及び知識であると考えられる。また、蓄積された知識は教育・研究・地域貢献それぞれの分野で外部へ発信されなければその意味を失うものである。しかし、本学においてはその成果を評価する仕組みはほとんど導入されていない。教員各個人は教育・研究・地域貢献及び大学運営への関与それぞれの分野で大学の中期計画に即した行動計画を作成し、その結果に従った評価を受ける仕組みを導入すべきである。また、大学としての教育・研究・地域貢献各分野の成果は適切な外部機関による評価が定期的になされるべきであると考えられる。

特に教育分野においては、本学のような小規模単科大学の場合には講座の設置の自由度が低いと考えられる。単位互換制度以外にも、県内他大学との共通講座（特に教養教育講座）の開設を検討する等を含めて連携を深め、効率的で効果的な教育の実施を図るべきである。

なお、外国語研究所は現段階においては独立した地域貢献を実施している感が強いが、新設される国際コミュニケーション学部を中心とする学部との連携を明確にし、大学附属の研究所としての役割を果たしていくことが望まれる。

ここで示す計算書類は、平成14年8月に公表された「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」をもとに、平成14年度を対象として、県立女子大学の貸借対照表、損益計算書及び業務実施コスト計算書を試算したものである。

(1) 貸借対照表

群馬県立女子大学

貸借対照表
平成15年3月31日現在 (単位:千円)

資産の部		負債の部	
固定資産		固定負債	
1 有形固定資産		資産見返負債	32,208
土地	1,104,893	退職給付引当金	
建物	2,470,370	固定負債合計	<u>32,208</u>
減価償却累計額	-80,769	流動負債	
構築物	6,110	運営費交付金債務	
減価償却累計額	-791	授業料債務	
機械装置		預り施設費	
減価償却累計額		預り金	
工具器具備品	34,710	未払金	35,128
減価償却累計額	-6,182	流動負債合計	<u>35,128</u>
図書	755,605	負債合計	<u>67,336</u>
車両運搬具	2,782	資本の部	
減価償却累計額	-556	資本金	
有形固定資産合計	<u>4,286,172</u>	群馬県出資金	<u>3,621,534</u>
2 無形固定資産		資本金合計	3,621,534
電話加入権		資本剰余金	
無形固定資産合計		資本剰余金	747,163
固定資産合計	<u>4,286,172</u>	損益外減価償却累計額	<u>-81,014</u>
流動資産		資本剰余金合計	666,149
現金及び預金	84,798	利益剰余金	
未収学生納付金収入	329	資産見返剰余金	
棚卸資産		損益外減価償却累計額	
その他の流動資産		積立金	
流動資産合計	<u>85,127</u>	当期末処分利益	<u>16,280</u>
資産合計	<u>4,371,299</u>	利益剰余金合計	<u>16,280</u>
		資本合計	4,303,963
		資本負債合計	<u>4,371,299</u>

(注) 減価償却の会計処理方法

「学校法人の減価償却に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に掲げる
「固定資産の耐用年数表」による定額法

(2) 損益計算書

群馬県立女子大学

損益計算書

平成14年4月1日～平成15年3月31日 (単位:千円)

科 目	金 額	
経常支出		
業務費		
教育研究費		
旅費	13,171	
需用費	52,329	
委託費	36,793	
減価償却費	4,790	
その他	31,623	138,706
教育支援経費		
図書館費	32,800	
外国語研究所費	53,709	86,509
教員人件費		544,619
職員人件費		152,070
一般管理費		
旅費	7,889	
需用費	3,134	
委託費	3,050	
減価償却費	1,896	
その他	18,614	34,583
経常経費合計		956,487
経常収入		
県費交付金収益		514,894
国庫補助金収益		2,075
授業料収益		369,624
入学金収益		53,580
検定料収益		19,685
寄付金収益		300
雑益		7,010
資産見返受贈益等取崩益		5,599
経常収益合計		972,767
経常利益		16,280
臨時損失		
固定資産除却損		417
臨時利益		
資産見返物品受贈額戻入益		417
当期総利益		16,280

(3) 業務実施コスト計算書

業務実施コスト計算書は、最終的に県民が負担することとなる費用を集約する財務諸表の一つである。ここでいう費用は、損益計算書の費用とは異なり、会計帳簿に記載されている費用だけでなく、損益計算をしない場合の減価償却相当額、引当計上しない退職給付増加見込額、県財産の出資等を利用することから生じる機会費用等一定のルールに基づいて算定されるものを含むところに特徴がある。

群馬県立女子大学

業務実施コスト計算書			
平成14年4月1日～平成15年3月31日			
			(単位：千円)
科目	金額		
業務費用			
教育研究費	138,706		
教育支援費	86,509		
教員人件費	544,619		
職員人件費	152,070		
一般管理費	34,583		
固定資産除却損	417	956,904	
授業料収益	369,623		
入学金収益	53,580		
検定料収益	19,685		
寄付金収益	300		
雑益	7,010	450,198	506,706
損益外減価償却相当額			81,014
引当外退職給付増加見積額			
教員		20,661	
職員		8,681	
図書館職員		3,941	
外国語研究所職員		1,565	34,848
機会費用			
県出資等の機会費用		64,908	64,908
県立女子大学業務実施コスト			687,476
地方交付税相当額			335,014
国庫補助金相当額			2,075
実質県負担コスト			350,387

(注1) 県出資等の機会費用算定に使用した利率： 1.5%

(注2) 退職給付に係る見積額の計上基準： 職員自己都合による期末退職金要支給額